

宇宙基本計画の作成について（案）

1 宇宙基本法における位置づけ

宇宙基本法（第24条）は、「宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画」（宇宙基本計画）を作成すべき旨規定している。同法は、宇宙基本計画に、以下の内容を盛り込むべき旨規定している。

- （1）宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針
- （2）宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
- （3）その他、宇宙開発利用に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

また、同計画に定める施策については、原則として、具体的な目標及びその達成期間を定めるべき旨規定している。

2 計画期間について

宇宙基本法は、宇宙基本計画の計画期間について特段定めていない。

宇宙開発利用については、その性格上、開発から利用まで長期間に渡る場合が多く、これを継続的・計画的に推進していくためには、長期間を見通した計画とする必要がある。他方、個々の施策については、より短期間に達成すべき具体的な目標を設定することが有効である。

以上のような宇宙開発に係る特性に鑑み、本計画の期間については、10年程度の長期間を見通した5年計画とし、おおむね5年ごとに、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案し、計画の見直しを行うこととする。

3 基本理念及び基本的施策

宇宙基本法は、実現すべき6つの基本理念と11の基本的施策を規定しており、宇宙基本計画の作成に当たっては、これを踏まえる必要がある（関連条文別紙第1）。

4 作成スケジュールについて

宇宙基本計画の作成スケジュール（案）は別紙第2のとおり。

【6つの基本理念】

① 宇宙の平和的利用（第2条）

宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

② 国民生活の向上等（第3条）

宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。

③ 産業の振興（第4条）

宇宙開発利用は、宇宙開発利用の積極的かつ計画的な推進、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の円滑な企業化等により、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。

④ 人類社会の発展（第5条）

宇宙開発利用は、宇宙に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、先端的な宇宙開発利用の推進及び宇宙科学の振興等により、人類の宇宙への夢の実現及び人類社会の発展に資するよう行われなければならない。

⑤ 国際協力等（第6条）

宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する国際協力、宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。

⑥ 環境への配慮（第7条）

宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。

【11の基本的施策】

① 国民生活の向上等に資する人工衛星の利用（第13条）

国は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成並びに災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去に資するため、人工衛星を利用した安定的な情報通信ネットワーク、観測に関する情報システム、測位に関する情報システム等の整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

② 国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障（第14条）

国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

③ 人工衛星等の自立的な打上げ等（第15条）

国は、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性にかんがみ、これらに必要な機器（部品を含む。）、技術等の研究開発の推進及び設備、施設等の整備、我が国が宇宙開発利用に関し使用できる周波数の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

④ 民間事業者による宇宙開発利用の促進（第16条）

国は、宇宙開発利用において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間における宇宙開発利用に関する事業活動（研究開発を含む。）を促進し、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化を図るため、自ら宇宙開発利用に係る事業を行うに際しては、民間事業者の能力を活用し、物品及び役務の調達を計画的に行うよう配慮するとともに、打上げ射場（ロケットの打上げを行う施設をいう。）、試験研究設備その他の設備及び施設等の整備、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の民間事業者への移転の促進、民間における宇宙開発利用に関する研究開発の成果の企業化の促進、宇宙開発利用に関する事業への民間事業者による投資を容易にするための税制上及び金融上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑤ 信頼性の維持及び向上（第17条）

国は、宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上を図ることの重要性にかんがみ、宇宙開発利用に関する基礎研究及び基盤的技術の研究開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑥ 先端的な宇宙開発利用等の推進（第18条）

国は、宇宙の探査等の先端的な宇宙開発利用及び宇宙科学に関する学術研究等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

⑦ 国際協力の推進等（第19条）

国は、宇宙開発利用の分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用に関し、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の宇宙開発利用に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

⑧ 環境の保全（第20条）

国は、環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずるものとする（第1項）。国は、宇宙の環境を保全するための国際的な連携を確保するように努めるものとする（第2項）。

⑨ 人材の確保等（第21条）

国は、宇宙開発利用を推進するため、大学、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

⑩ 教育及び学習の振興等（第22条）

国は、国民が広く宇宙開発利用に関する理解と関心を深めるよう、宇宙開発利用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

⑪ 宇宙開発利用に関する情報の管理（第23条）

国は、宇宙開発利用の特性にかんがみ、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

(別紙第2)

宇宙基本計画策定までのスケジュール (案)

平成20年 8月27日 宇宙基本法の施行

9月12日 第1回宇宙開発戦略本部会合

10月 1日 第1回専門調査会

11月 4日 第2回専門調査会

11月27日 第3回専門調査会

11月 宇宙開発戦略本部会合
基本計画(骨子)の取りまとめ

適宜、専門調査会を開催

4月～5月 パブリック・コメントの実施

平成21年 5月 宇宙開発戦略本部会合
宇宙基本計画の決定